

## 札幌市立小中学校における看護師配置事業について

札幌市では、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、業務委託により看護師を配置・派遣する「札幌市立小中学校における看護師配置事業」を平成30年度から実施している。事業の内容に関しては、下記のとおり。

### 1 事業対象者

札幌市立小中学校に学籍を有し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒で、看護師の配置・派遣を希望するとともに、医療的ケアに係る主治医の指示内容が記載された書面を提示できる児童生徒

### 2 医療的ケアの内容

経管栄養、導尿、インスリン注射、喀痰吸引、水分補給、胃ろう管理、器官カニューレ管理、てんかん発作の対応等、医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる医行為

### 3 配置等の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予定)
対象校・ 同児童等数	2校・2名	5校・6名	7校・8名	6校・8名	11校・12名
配置日数/ 週間	1日	3日	3日	5日	5日
配置時間/ 人・日	5時間程度	5時間程度	5時間程度	30分～ 7時間 <sup>(※)</sup>	30分～ 7時間 <sup>(※)</sup>

(※) 令和3年度から、必要な医療的ケアの内容や頻度に応じ、「定時巡回：30分～/回」及び「常時配置：～7時間/日」を使い分けながら、看護師を配置している。

#### 【本事業に関連する事業等】

##### ○ サポート医師による巡回指導

保)障がい福祉課が所管する「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を活用し、令和2年10月からサポート医師を配置対象校に巡回させ、看護師や学校運営者等に対して指導・助言を行っている。

##### ○ ミニ児童会館利用時の対応

令和2年度から、本事業の対象児童がミニ児童会館を利用する時間帯においても、看護師を配置(令和2年度及び令和3年度は、ともに2校が該当)している。なお、当該経費については、子)放課後児童担当課から予算委託を受けている。